

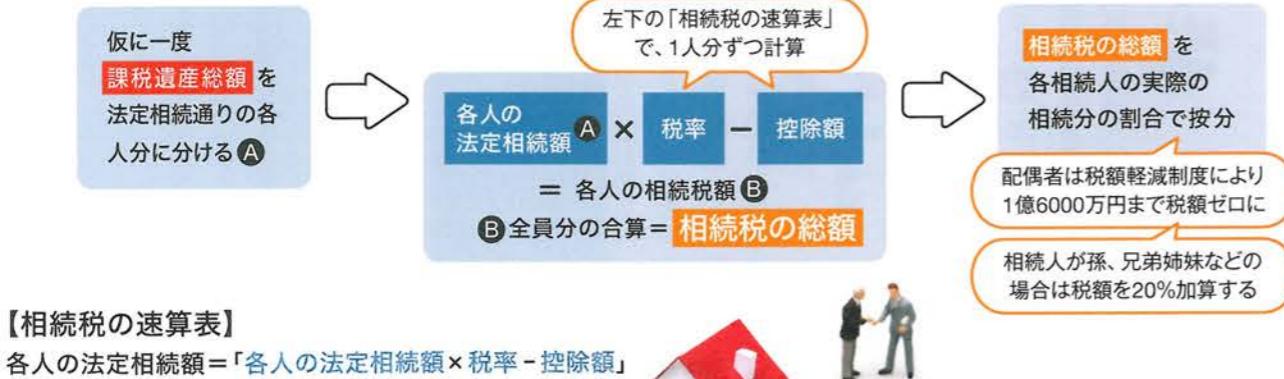
チェック必須!! ウチは相続税が掛かるのか？

わが家や自分の収める相続税は一体いくらなのか——これが分かれば老後のモヤモヤが1つ解消される。確認手順は下の通り。結果、課税の可能性があるなら節税対策を。なくても相続プラン作りを始めよう。

✓ 1件の相続で課税対象となる遺産総額の出し方



✓ 意外と知らない、自分の納税額／相続人ごとの税額の出し方



【相続税の速算表】

各人の法定相続額 = 各人の法定相続額 × 税率 - 控除額

各法定相続人の「取得額」	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
~3000万円	15%	50万円
~5000万円	20%	200万円
~1億円	30%	700万円
~2億円	40%	1700万円
~3億円	45%	2700万円
~6億円	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円



遺言書²⁾の内容などが反映された
「実際に相続する額」と、「法定相続分(4ページ)に応じた相続額」が異なる場合は多い。まず法定相続人おののの税額を算出した上で合算(A+B)する。一件の相続に課せられる相続税の総額を出すのだ。ここまで段階でも、法定相続人全員の割り出しなどは結構な労力を要する。多忙な現役世代の親も子も部分的にでも専門家に依頼すれば相続対策をすぐに進められる。

参考資料:『Q&A 日経記者に聞く 相続のすべて』後藤直久著(日本経済新聞出版社)

*1 *2 法定相続人や遺言書の解説は4ページ～

Adviser (P2~13)

新宿総合会計事務所
代表税理士
杉江延雄さん

ホテルマンを経て税理士に。相続税が専門。現在、戸籍の収集・財産目録の作成・名義変更・分割協議書・相続税申告書作成などを一括で代行する、同事務所の「ワンパック相続」が話題に。講演会も多数。

ランドマーク
代表税理士/代表行政書士
清田幸弘さん

農家に生まれ土地・資産相続の苦労を体験。農協の金融・経営相談業務を経て1997年から現職。急増する相続相談の対応に「丸の内相続プラザ」を開設。

損のない相続と豊かなサードライフの鍵は
「財産リスト」と「相続プラン」作成

相続の仕組みを 知って、今から 賢く備えよう

数十億円の遺産を巡る著名人家の相続問題が最近も話題になつた。実は、相続でのトラブルは遺産額に関係なく起きている。大切な相続税を支払うケースが急増した。7月には約40年ぶりに(詳しく述べる)。時代とともに変わった制度を押さえておくことは、賢い相続に欠かせない。

首都圏などに持ち家があれば地代で資産は膨らむ。株式など多額の有価証券を有するならなおのこと、早めに対策を打つておきたい。「今の高齢者はモノを大切にする世代。節約習慣もあり、想定する以上の資産がある例は多い」。こう話すのは相続に詳しい税理士の杉江延雄さん。被相続人が元気なうに①全財産のリスト作り②遺産をどう分けるか方針決定を。この2つから手を避け、節税や快適な相続に備え始める。

時代の変化と相続税

「親がもつと自由に消費することで、相続税が減る場合もある」(杉江さん)。早い準備は、人生100年時代のサードステージをどう楽しまむかの判断材料にもなる。

1990年代前半、相続税収は3兆円に迫ったが、地価高騰による相続税の高額化が社会問題に。対策として94年に基礎控除額の引き上げが行われたが、バブル後の地価の下落で、今度は課税対象者の割合は約4%に減少。税収も約1兆2000億円(10年)まで落ち込んだため、対象者増加を図る15年の改正に至った。

「税制は財政健全化を促すだけではなく、政府の方針を社会に反映させれるツールでもある。昨今は高齢化社会対策が大きな課題だ」と指摘するのは、多彩な相続申告を扱ってきた税理士の清田幸弘さん。高齢者の持ち家の保護、高齢者の財産による子や孫の生活支援を促す税制が現れている。相続方針を決めた後も税制改正の動向を注視し、適宜調整を加えていく。

時代ごとの税法改正で 相続税が急増することも

— 7500万円の遺産を子2人で相続する場合のイメージ



*1 資料: 国税庁「相続税課税件数割合(年間課税件数/年間死亡者数)」2015年の全国の相続税課税件数割合は8.0%。地価の高い東京国税局管轄エリアは同年12.7%と、10件に1件以上になる

*2 P3の「基礎控除額」参照 *3 P3「相続税の速算表」参照

2015年を境に
相続税課税件数割合も倍に^{*1}
4%台 → 8%超